板柳町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第５８条の２の規定及び、板柳町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第４条に基づき公表します。

１　職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

職　　種	令和７年度	
	採用者数（人）	退職者数（人）
一 般 行 政 職	4	4
税務職		
医師職	2	2
医療技術職	2	
看護・保健職	1	3
福祉職		
消防職		
企業職		
技能労務職		
その他の教育職		
合　　計	9	9

（２）事由別数　　（令和7年度）

定年退職（人）	応募認定退職（人）	その他の退職（人）	合計（人）
0	2	7	9

（３）職員数の推移　　（各年4月1日現在、単位：人）

平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
173	170	168	175	179	180	176	177	179

（再任用職員を含む）

（４）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在、単位：人）

区分／部門		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和7年	令和8年		
一般行政部門	議会	2	2	0	
	総務	31	30	△ 1	異動による減
	税務	7	7	0	
	農林水産	13	13	0	
	商工	2	2	0	
	土木	6	6	0	
	民生	12	13	1	子ども支援担当の増
	衛生	13	15	2	栄養士・保健師の増
	小　計	86	88	2	
特別行政部門	教育	19	18	△ 1	退職による減
	消防	0	0	0	
	小　計	19	18	△ 1	
公営企業等部門	病院	54	56	2	栄養士・薬剤師の増
	水道	3	3	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	11	10	△ 1	異動による減
	小　計	72	73	1	
合　計		177	179	2	

（注）　職員数は、一般職に属する職員数で、休職者及び派遣職員を含みます。

２　人事評価の状況

・能力評価を実施（評価期間：令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

・業績評価を実施（評価期間：前期　令和７年４月１日～令和７年９月３０日）

後期　令和７年１０月１日～令和８年３月３１日）

３　職員の給与の状況

（１）　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区　　分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額（国ベース） 円
板柳町	39.1	296,500	335,963	318,106
国	41.9	332,237	－	414,480

②技能労務職

区　　分	平均年齢 歳	平均給料月額 円	平均給与月額 円	平均給与月額（国ベース） 円
板柳町	56.2	266,500	280,255	277,750
うち用務員	57.9	262,600	268,528	269,279
うち運転手	＊	＊	＊	＊
その他	53.6	266,000	281,533	283,417
国	51.3	294,567	－	337,907

（注）１　「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均支給額です。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

３　「＊」は対象者が２名以下のため公表できません。

（２）　職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区　　分		板柳町 円	国 円
一般行政職	大学卒	225,600	220,000
	高校卒	194,500	188,000
技能労務職	高校卒	192,500	－
	中学卒	192,500	－

（３）　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区　　分		経験年数１０年 円	経験年数２０年 円	経験年数３０年 円
一般行政職	大学卒	275,840	341,033	373,700
	高校卒	237,600	294,400	375,400
技能労務職	高校卒	－	－	－

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）　職員の勤務時間等　　（令和7年度）

勤務時間		休憩時間	
始業時刻	終業時刻		１週間の勤務時間
８：１５	１７：００	１２：００～１３：００	7時間45分/日（月曜日から金曜日まで） 38時間45分/週（土・日は週休日）

（２）　職員の休暇制度　　（令和7年度）

休暇の種類			休暇の内容、日数等
有給	年次有給休暇		１年につき、２０日付与 残った休暇がある場合は、２０日を限度として翌年に繰越し可能
	病気休暇		公務によらない負傷又は疾病のため療養する場合、連続する９０日（疾病により例外あり）の期間において最小限度必要と認める期間
		ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、１年において５日の範囲内の期間
		結婚休暇	職員が結婚する場合、連続する５日の範囲内の期間
		産前休暇 産後休暇	出産予定日までの８週間の範囲内で申し出た期間 出産日の翌日から８週間
		育児休暇	１歳に達するまでの子を育てるために申し出た場合、１日２回、３０分以内の申し出た期間
		夏季休暇	６月～１０月までの期間内に、原則として連続する５日の範囲内の期間
無給	介　護　休　暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合、通算して６月を超えない範囲内において、３回までの指定した期間

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

（１）　分限処分の状況　　（令和7年度）

免職	降任	休職	降給	合計
0　人	0　人	1　人	0　人	1　人

（２）　懲戒処分の状況　　（令和7年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0　人	0　人	0　人	0　人	0　人

６　職員の服務の状況

職務に専念する義務の特例について

地方公務員法第３５条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関する規定

（職務に専念する義務の免除）

1. 研修を受ける場合
2. 厚生に関する計画の実施に参加する場合
3. 任命権者が定める場合

・伝染病予防法により、交通を遮断された又は隔離された場合
・特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
・職務に関連のある国家公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
・地方公務員法による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
・地方公務員法による不服申立てをし、及びその審理に出頭する場合
・地方公務員法による不満を表明し又は意見を申し出る場合
・妊娠中の女性職員の通勤緩和のため、１日を通じて１時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
・妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が健康診査を受ける場合
・町行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
・休職その他これに類するものとしての勤務しないことについて特に認める規定による場合ほか

７　退職管理の状況

・条例作成し実施

８　職員の研修の状況

（１）　職員の研修に関する状況　　（令和7年度）

研修名		受講者数
青森県自治研修所	新採用者前期研修	4　人
	新採用者後期研修	4　人
	主事・技師研修	6　人
	主査研修	6　人
	主幹研修	2　人
	管理者入門研修	2　人
	課長研修	1　人
	キャリアシフト研修	1　人
	法制執務研修	1　人
	カウンセリングマインド研修	1　人
	わかりやすい話し方・説明のしかた研修	1　人
青森県自治研修所	交渉力向上研修～WIN・WINの交渉術～	1　人
	独創力の鍛え方・コンセプトの作り方研修	1　人
	人と組織のマネジメント力向上研修	1　人
	職場の業務の見直し・スリム化研修	1　人
	クリティカルシンキング研修	1　人
	伝わるプレゼンテーション研修	2　人
	ＤＸ基礎研修	1　人
	議会対応力向上研修	1　人
	市町村税務新任者研修	2　人
	市町村固定資産税研修（土地・家屋）	1　人
	市町村固定資産税研修（償却資産）	1　人
	市町村固定資産税研修（相続人調査）	1　人
	市町村課税免除研修	1　人
	災害に係る住家被害認定業務研修	4　人
圏域合同	事例に学ぶハラスメント研修	3　人
	ワンペーパーの資料作成研修	2　人
	ハードクレーム対応研修	2　人
県	課題解決ブートキャンプ	1　人
町独自研修	職員販売研修	4　人
	接遇改善・クレーム対応研修	32　人
	人事評価研修	31　人
	ハラスメント防止研修	82　人
	生成AIに関する講習会	64　人
	官製談合防止法研修会	42　人
	財政研修会	48　人
	ゲートキーパー養成講座	7　人
	人口減少プロジェクトチーム視察研修	9　人
計（のべ人数）		375　人

９　福祉及び利益の保護の状況

（１）　職員の健康診断等に関する状況　　（令和7年度）

区　　分	受診者数
定期健康診断	147　人
人間ドック・脳検診	34　人

（２）　職員互助会の状況　　（令和7年度）

会の名称	板柳町職員互助会	板柳中央病院職員むつみ会
会員数	１１７　人	５１　人
事業内容	りんご灯まつりの参加、 歓送迎会、体育行事等	歓送迎会、会員交流事業等
公費補助負担金	なし	なし

※会員数については、4月1日現在

１０　青森県人事委員会の業務の状況

項　目	状　況
給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	令和７年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もありませんでした。
不利益処分に関する不服申立ての状況	令和７年度においては、新たな不服申立てはなく、また、係属事案もありませんでした。